

## 「武家の古都・鎌倉」の世界文化遺産推薦について（案）

1. 名称

「武家の古都・鎌倉」

2. 所在地

神奈川県 横浜市・鎌倉市・逗子市

3. 暫定一覧表記載年

平成 4（1992）年

4. 推薦省庁

文化庁、国土交通省

5. 概要

戦士階級に属した武家が、12 世紀末の日本において古代社会の貴族支配から中世・近世へと続く武家支配への移行という大変革をもたらした政権を樹立し、その構築・運営した政治支配体制の中から武家文化を生みだしたことを示す物証である。

武家は、日本における時代の大転換期に、要害的地形をなす後背山稜の崖地及び谷戸を切削・造成し、そこに重要な施設を機能的に配置し、政権支配・防御の構造を創り出すことによって、山稜部と一体となった稀に見る政権所在地の類型を形成した。

6. 評価基準の適用（別紙参照）

）現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。

**武家政権発足の地、武家文化創出を表す証拠**

- ・ 世襲制による職業的戦士階級を出自とする武家集団による支配
- ・ 禅宗寺院などの中国文化との交流・摂取
- ・ 茶・禅などの文化的伝統の醸成

）歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、或いは景観を代表する顕著な見本である。

**山稜部と一体となった稀に見る政権所在地の類型**

- ・ 「三方を山に囲まれ、一方が海に開く」要害の地
- ・ 切通、やぐら等独特な土木的施工による造成の痕跡
- ・ 神社・居館等の機能的配置

## 世界遺産一覧表への評価基準

世界遺産委員会の定める「世界遺産条約履行のための作業指針」に次のとおり規定されている。

段落 77 本委員会は、ある資産が以下の基準（の一以上）を満たすとき、当該資産が顕著な普遍的価値（段落 49－53 を参照）を有するものとみなす。

- 文化遺産に適用
- i) 人間の創造的才能を表す傑作である。
  - ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
  - iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。
  - iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、或いは景観を代表する顕著な見本である。
  - v) あるひとつの文化（又は複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）
  - vi) 顕著な普遍的意義を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。

- 自然遺産に適用
- vii) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。
  - viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。
  - ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群衆の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
  - x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

段落 78 顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、当該資産が完全性及び／又は真実性の条件についても満たしている必要がある。又、確実に保護を担保する適切な保護管理体制がなければならない。

※ 資産を適切に保全するために必要な場合は、適切に緩衝地帯（バッファ・ゾーン）を設定することが求められている。（段落 103）